

防衛省訓令第27号

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令

(艦長及び艇長)

第1条 自衛艦（エアクッション艇及び音響測定艦を除く。以下同じ。）のうち、護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海母艦、輸送艦、練習艦、練習潜水艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦、試験潜水艦及び補給艦（以下「護衛艦等」という。）の長は、艦長とする。

2 艇（護衛艦等以外の自衛艦をいう。）の長は、艇長とする。

3 艦長は、1等海佐又は2等海佐をもって充てる。ただし、多用途支援艦にあつては、3等海佐を、自衛隊海上輸送群の使用する輸送艦の長にあつては、3等陸

佐、1等陸尉、3等海佐、1等海尉、3等空佐又は1等空尉をもって充てる。

4 艇長は、3等海佐又は1等海尉をもって充てる。

5 艦長又は艇長は、指揮系統に従い、上級指揮官の指揮監督を受け、艦務又は艇務を統括する。

6 前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の長は、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に関し、指揮監督を行うものとする。

(副長)

第2条 護衛艦等に、副長1人を置く。

2 副長は、艦長を助け、艦務を調整し、及び整理するとともに、艦長に事故があるとき、又は艦長が欠けたときは、艦長の職務を行う。

(試験長)

第3条 試験艦に、試験長1人を置く。

2 試験長は、艦長の命を受け、試験艦を用いて行う試

験業務に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

（弾道ミサイル防衛長及び弾道ミサイル防衛士）

第4条 護衛艦（イージス・システムによる弾道ミサイル防衛（BMD）を実施し得る護衛艦に限る。）に、弾道ミサイル防衛長1人及び弾道ミサイル防衛士1人を置く。

2 弾道ミサイル防衛長は、艦長の命を受け、弾道ミサイル等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の3第1項に規定する弾道ミサイル等をいう。）に対する破壊措置の実施に係る戦術判断の支援に関することをつかさどる。

3 弾道ミサイル防衛士は、前項の業務に関し、弾道ミサイル防衛長を補佐する。

（科）

第5条 自衛艦に、科を置く。

2 科の名称は、別表第1自衛艦の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表科の名称欄に掲げるとおりとする。ただし、自衛隊海上輸送群の使用する輸送艦にあっては、

船務科、エアクッション艇運用整備科及び衛生科を置かないものとする。

- 3 科の所掌業務は、別表第2科の欄に掲げる区分に応じ、同表所掌業務の欄に掲げるとおりとする。

(科の長)

第6条 科に、科の長を置く。

- 2 科の長の名称は、別表第2科の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げるとおりとする。

- 3 科の長は、艦長又は艇長の命を受け、科の所掌業務を掌理し、科に配置された隊員の教育訓練を行う。

- 4 前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の飛行科の長は、艦長の命を受け、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の隊員の教育訓練を行う。

(当直士官)

第7条 艦長又は艇長は、1等海尉（自衛隊海上輸送群の輸送艦の艦長が命ずる場合は、1等陸尉、1等海尉

又は 1 等空尉の幹部自衛官とする。以下この条において同じ。) 以上の幹部自衛官のうちから、1 人ずつ輪番で、当直士官を命ずるものとする。ただし、配員の状況により、1 等海尉以上の幹部自衛官に当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、2 等海尉（自衛隊海上輸送群の輸送艦の艦長が命ずる場合は、2 等陸尉、2 等海尉又は 2 等空尉の幹部自衛官とする。第 9 条において同じ。) 以下の幹部自衛官に当直士官を命ずることができる。

2 当直士官は、艦長又は艇長の命を受け、日常業務を処理し、及び艦内又は艇内の警戒その他自衛艦の保安に任じ、並びに航海中における航行及び運転に関する業務並びに信号及び見張の指揮監督を行う。

3 艦長又は艇長は、停泊中において、配員の状況により当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当直士官を命じないことができる。

（当直士官の業務の特例）

第 8 条 艦長又は艇長は、前条第 3 項の規定により当直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は 1 等海曹（自衛隊海上輸送群の輸送艦の艦長が指定する場合は、准陸尉、陸曹長、1 等陸曹、准海尉、海曹長、1 等海曹、准空尉、空曹長又は 1 等空曹とする。第 10 条において同じ。）のうちから、適任と認められる者を指定し、当該者に同条第 2 項に規定する業務を行わせるものとする。

（副直士官）

第 9 条 艦長又は艇長は、2 等海尉以下の幹部自衛官に、輪番で副直士官を命ずるものとする。

2 副直士官は、第 7 条第 2 項の業務に関し、当直士官を補佐する。

3 艦長又は艇長は、配員の状況により副直士官を命ずることが困難であると認める場合には、第 1 項の規定にかかわらず、副直士官を命じないことができる。

（副直士官の業務の特例）

第 10 条 艦長又は艇長は、前条第 3 項の規定により副

直士官を命じない場合には、准海尉、海曹長又は1等海曹のうちから適任と認められる者を指定し、当該者に同条第2項に規定する業務を行わせるものとする。

- 2 艦長又は艇長は、保安上問題がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、副直士官の業務を行う者を指定しないことができる。

（警衛士官）

第11条 艦長又は艇長は、科の長のうち、1人に警衛士官を命ずるものとする。

- 2 警衛士官は、艦長又は艇長の命を受け、艦内又は艇内の規律の維持に関することをつかさどる。

（警衛海曹等）

第12条 艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる海曹（自衛隊海上輸送群の輸送艦の艦長が命ずる場合は、陸曹、海曹又は空曹とする。）のうちから、警衛海曹（自衛隊海上輸送群の輸送艦の艦長が陸曹又は空曹に命じた場合は、それぞれ警衛陸曹又は警衛空曹とする。以下次項において同じ。）を命ずることができる。

2 警衛海曹は、前条第2項の業務に関し、警衛士官を補佐する。

(分隊)

第13条 艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる隊員をもって、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成する。

(部署)

第14条 艦長又は艇長は、訓練、作業等を実施するため、必要な手続並びに乗員の配置及び任務を定める。

(委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、自衛艦の艦内の編制等の細部に関し、必要な事項は、陸上幕僚長又は海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

2 自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和47年海上自衛隊訓令第17号）は、廃止する。